

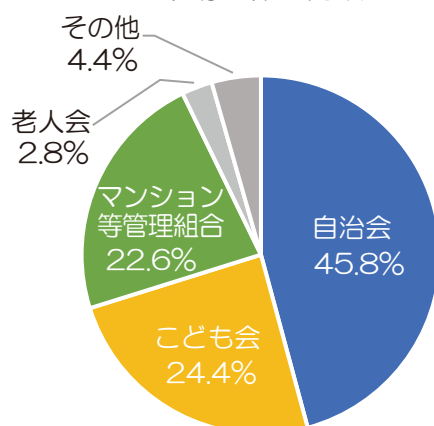
集団回収報償金 交付申請の手引

交付申請の際にご確認いただけるよう、大切に保管してください。

集団回収の実績(令和7年度)

1,083団体のご協力により、
計 10,403トンの古紙や古着が集められ、リサイクルすることができました。

申請団体の内訳

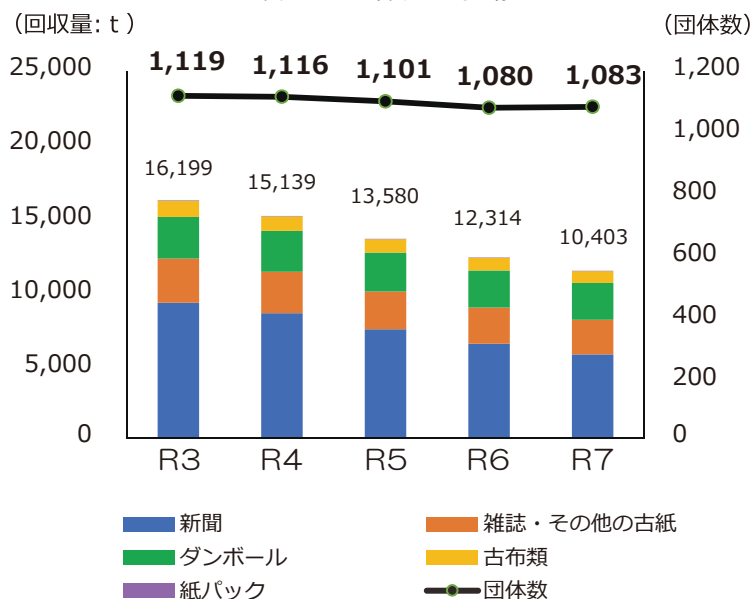


堺市環境マスコット
キャラクター「ムーヤん」

1団体あたり
年間約 10.4トン※も
リサイクルできたよ！

※平均報償金額：約 4.1 万円/団体

回収量と団体数の推移



<目次>

- 集団回収報償金交付制度の概要 P1
- 集団回収報償金の申請方法 P2
- 登録内容変更等の手続き P4
- オンライン申請の手順 P5
- 【交付申請書】記入時の注意事項 P6
- 堺市からのお願い 裏表紙



集団回収報償金交付制度の概要

制度の趣旨

- 集団回収とは、市民の皆さんで構成する自治会やこども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙などの資源物を回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。
- 団体が自主的に行う集団回収に対して報償金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する意識の向上をめざしています。

対象団体〈次の要件をいずれも満たすこと〉

1. 市内の自治会・こども会・その他営利を目的としない住民団体
(事業所・商店等の団体は、この制度の対象ではありません。)
2. おおむね20世帯以上が協力している団体

報償金額

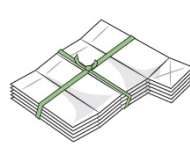
回収業者に引き渡した量に対して、1kgあたり4円

対象品目

報償金の交付対象は市内の**家庭**から排出された以下のものです。

※事業所（店舗・工場等）から出たものは対象ではありません。

●新聞 ●雑誌・その他の古紙 ●ダンボール ●紙パック ●古着・古布



※回収できる品目は回収業者によって異なります。詳細は回収業者に確認してください。

留意事項

- ・交付申請書類に不備がある場合、また、不正や不相当と認められる事実があった場合、報償金を交付できないことがあります。
- ・2年以上報償金申請を行わない場合は、その登録を取り消す場合があります。

《回収業者の選定について》

回収業者は、市に登録等の決まりはありませんので、自由に選ぶことができます。回収業者の廃業等で、選定に困ったときは、以下をご参照ください。

1. 「堺市再生古紙取扱（回収・持込）事業者紹介一覧」

[堺市 古紙取扱事業者紹介](#)



2. 「大阪府登録廃棄物再生事業者名簿」

※大阪府ホームページに掲載

[大阪府 再生登録事業者名簿](#)

集団回収報償金の申請方法

1. 申請時期

市から団体の代表者宛てに、申請書類一式を申請月の前月に送付します。（上半期分：7月末、下半期分：1月末）送付された書類をもとに、以下の申請月に申請してください。

【申 請 月】○上半期（2月1日～7月31日実施分） ⇒ 8月

○下半期（8月1日～翌年1月31日実施分）⇒ 2月

【申 請 期 限】申請月の末日（窓口での受付は、最終の平日）

2. 提出書類

No.	提出書類	注意事項等
1	交付申請書〈様式第2号〉 ※オンライン申請の場合はフォームへの入力	〈P3参照〉 ※紙申請の場合、団体でコピーまたは画像データ（写真等）による控えをご用意ください。
2	専用伝票〈様式第3号〉…6か月分 1枚目の「市役所提出用（黄色）」	〈P3参照〉 ※市から送付した専用伝票（次期申請用・半期ごとに6セット）は、回収業者へ渡してください。
3	計量票の原本〈計量証明書〉…6か月分	〈P3参照〉手書き・コピーしたものは不可
4	〈必要時のみ〉 実施団体登録変更届〈様式第4号〉 ※振込先変更の場合は「通帳のコピー」 〈P4参照〉もあわせて提出	〈P4参照〉 次の登録内容に変更があった場合に必要 団体名、代表者の住所・役職・氏名・ 電話番号、振込先等

No.1 および No.4 の書類は、市ホームページからダウンロードして作成することも可能です。

🔗 堺市集団回収申請

3. 提出先・提出方法

①オンライン申請（堺市電子申請システム）

詳しい手順はP5または市ホームページ「報償金交付申請」参照。

※専用伝票及び計量票は、疑義がある場合は原本の提出を求めますので、申請後1年間保管してください。

※委任状が必要な場合は、委任状原本の郵送が必要です。

※手続き画面の注意事項を必ずご確認ください。



報償金交付申請

②窓口・・・お住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）へ。

③郵送・・・お住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）へ。

ただし、不着等の郵便事故等が発生した場合、市では責任を負いかねますので、特定記録郵便等の利用をお勧めします。

4. 報償金の交付時期

○報償金は、申請内容の確認後、団体指定の振込口座へ順次振り込みます。

（上半期分：9月下旬以降、下半期分：3月下旬以降）

※振り込み完了の連絡は行いませんので、各団体にて通帳記帳で確認してください。

※申請書類に不備があった場合等は、振り込みが遅れることがあります。

※振込口座の名義変更や解約は、報償金の振り込み確認後に行ってください。

交付申請時に役立つ「報償金申請作業シート」をぜひご活用ください。

報償金交付申請の際、計量票ごとに集団回収の重量を入力することで、合計重量や報償金額を計算することができるエクセルシートを市ホームページに掲載しています。作業用ツールとしてご活用ください。

🔗 堺市報償金申請方法

登録内容変更等の手続き

オンライン申請でもお手続きできます。
詳しい手順はP5または市ホームページ「登録・申請方法など」参照。

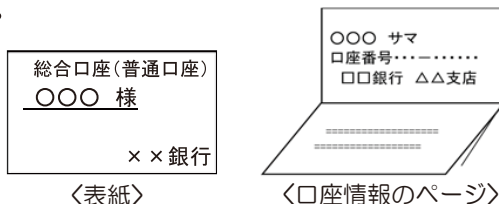


1. 代表者や振込先等に変更があった時は … 団体登録変更届

○団体名、代表者の住所、役職、氏名又は電話番号、振込先等に変更があったときは、速やかに団体登録変更届を提出してください。

【注意点】

- 代表者の住所のみが変更になった場合でも変更届が必要です。届出がない場合、申請書等の重要書類が代表者へ送付できません。
- 振込先を変更した場合は、預金通帳の「表紙」と「口座情報が記載されたページ」のコピーも提出してください。



- 口座名義を変更する際は「団体名」「役職名」「氏名」を金融機関に届け出てください。
- 他団体との合併や、他団体へ活動を承継する場合などの手続は、事前にお住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）までお問い合わせください。

様式第4号（第8条関係） **記入例**

堺市有価物集団回収実施団体登録変更届

令和〇〇年 4月 10日

堺市長 殿

届出者
団体名 〇〇子ども会
代表者
役職 会長 氏名 資源 花子
(団体名・代表者を変更する場合は、変更後の団体名・代表者で届け出てください。)

令和〇〇年 4月 1日付けで次のとおり変更しましたので、堺市有価物集団回収報償金交付要綱第9条の規定により届け出ます。
【代表者等の変更】変更があった項目のみ記入してください。

項目	変更前	変更後
団体名		
役職・氏名	役職名 フリガナ <u>ブンベツ タロウ</u> 氏名 <u>分別 太郎</u>	役職名 フリガナ <u>シゲン ハナコ</u> 氏名 <u>資源 花子</u>
代表者住所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町1-▲	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-●●
電話番号	072-▲▲▲-0000	平日の目次に連絡の取れる電話番号を記入してください。 090-0000-XXXX
書類の送付先	上記住所と異なる場合のみ記入してください。 (送付先住所) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-XX (役職) <u>会計</u> (氏名) <u>再生 はじめ</u>	

【振込先の変更】すべての項目を記入してください。

振込先	金融機関名	支店（支所）名
① 普通（総合）	〇〇銀行	△△支店
② 当座		
③ 振込先	〇〇コードモカイ	カイショウ シゲン ハナコ
口座名義	〇〇子ども会 会長 資源 花子	

(注) 1 「変更前」の項目で分からない部分がある場合は、分かる範囲で記入してください。
2 振込先を変更した場合は、預金通帳の「表紙」と「支店などの口座情報データが記載されたページ」とを各1枚ずつ、計2枚のコピーを添付してください。

2. 団体の解散・集団回収の中止時は … 団体登録抹消届

○団体の解散時や集団回収の中止時には、速やかに団体登録抹消届を提出してください。

【注意点】

- 集団回収の中止以前に実施した集団回収の報償金申請は、抹消届の届出時には申請できません。報償金申請は次の申請月（2月または8月）に行ってください。
〈例〉抹消届を4月に提出
⇒ 2・3・4月分の報償金を申請する場合、その旨を抹消届に記載いただければ、7月末に報償金交付申請書類を団体宛てに送付します。

○登録団体が2年以上報償金を申請しないときは、登録抹消の届出がなくても、その登録を取り消す場合があります。

様式第5号（第9条関係） **記入例**

堺市有価物集団回収実施団体登録抹消届

令和〇〇年 4月 30日

堺市長 殿

届出者
団体名 〇〇子ども会
代表者住所 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-●●
役職 会長 氏名 資源 花子
電話番号 090-0000-XXXX

堺市有価物集団回収報償金交付要綱第9条の規定により、以下のとおり登録の抹消を届け出ます。

項目	内 容 等
集団回収中止の理由	1. 団体が解散したため 2. 協力世帯が減少したため (回収量の減少を含む) 3. 世帯人の負担が大きいため 4. その他 ()
中止年月日	令和〇〇年 4月 30日
報償金交付申請	1. 行いません。 2. 行います。 (令和〇〇年 2月 ~ 令和〇〇年 4月 実施分)
備 考	

※各種書類が必要な場合は、お住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）までお問い合わせください。なお、各様式は市ホームページからダウンロードも可能です。

堺市集団回収 登録・申請方法など

オンライン申請の手順

問い合わせ先 資源循環推進課 072-228-7479

電子申請システムトップページの開き方

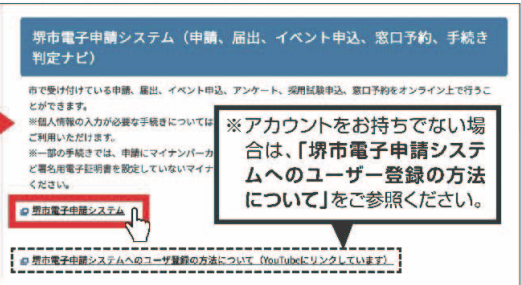
▼スマホの場合

二次元コードを読み取ってください。

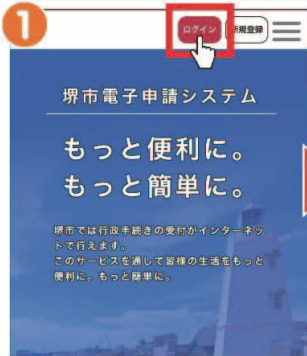


▼パソコンの場合

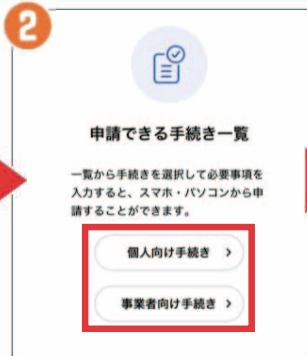
堺市ホームページにアクセスし、下へスクロールし、「オンラインサービス」をクリック。ページ内の「堺市電子申請システム」をクリックしてください。



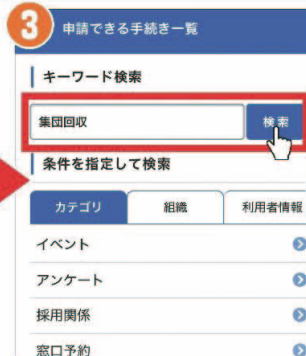
電子申請の流れ ※下の画面はスマホ版です



電子申請システムトップページからログイン。



画面を下へスクロールして、お持ちのアカウントに合ったどちらかの手続きをタップ。



「集団回収」と入力して検索。



希望の手続きをタップ。(今回は「交付申請」を例にご紹介)



申請内容の入力①

団体情報を入力し、専用伝票や計量票の画像等を添付してから「次へ進む」をタップ。



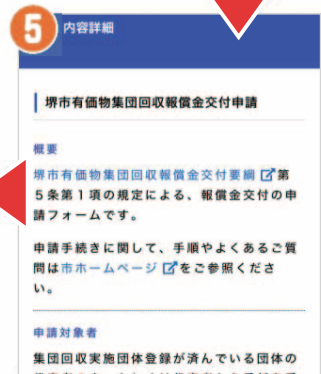
「申請の前に」の確認

注意事項を確認し、チェックを入れてから「次へ進む」をタップ。



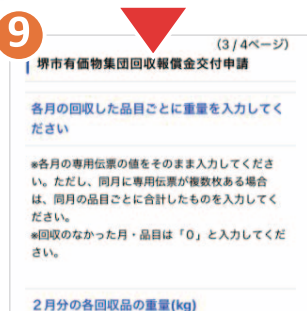
申請先の選択

お住まいの区を選択し、「次へ進む」をタップ。



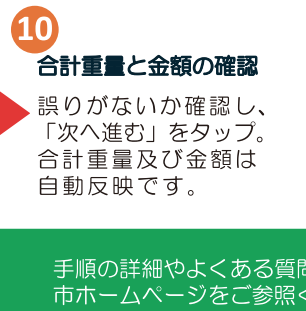
内容詳細の確認

記載内容を確認し、「次へ進む」をタップ。



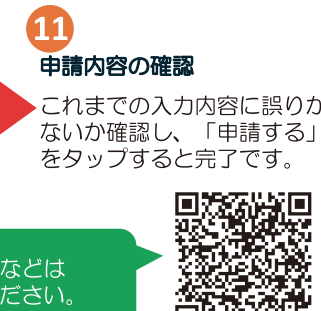
申請内容の入力②

各月の品目ごとの重量（黄色の専用伝票の値）を入力し、「次へ進む」をタップ（合計は自動計算）。



合計重量と金額の確認

誤りがないか確認し、「次へ進む」をタップ。合計重量及び金額は自動反映です。



申請内容の確認

これまでの入力内容に誤りがないか確認し、「申請する」をタップすると完了です。

手順の詳細やよくある質問などは市ホームページをご参照ください。



【堺市有価物集団回収報償金交付申請書】記入時の注意事項

紙で申請される場合は、控えとしてコピーや画像データを団体にて作成し、保管してください。

▶ボールペンで記入してください（「消せるボールペン」は使用できません）。

▶様式を市ホームページからダウンロードしての作成やオンライン申請も可能です。



記入例

様式第2号（第5条関係）

登録番号 **XXXX**

堺市 報償金交付申請

堺市有価物集団回収報償金交付申請書

令和 年 月 日

堺市長 殿

団体名 **〇〇こども会**

代表者住所 〒 **590-0078**

堺市 堺区 **南瓦町3-1**

役職 **会長** 氏名 **環境 環**

電話番号 **072-228-XXXX**

平日の日中に連絡可能な番号を記入してください。

堺市有価物集団回収報償金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり報償金の交付を申請します。

実施期間 (〇を付けてください)	☒ 上半期（2月1日～7月31日実施分）
	☐ 下半期（8月1日～翌年1月31日実施分）
回収重量合計 (新聞、雑誌・その他の古紙、ダンボール、古布、紙パックの合計)	☆☆☆☆ kg
報償金額 回収重量合計×4円 (100円未満を切り捨て)	☆☆☆☆ 0 円

※押印（捺印を含む）は任意ですが、押印がない場合は訂正が必要です。捺印については下記の〈押印に関する事項〉※を必ずお読みください。



報償金は、下記金融機関の預金口座に振り込み願います。

振込先	金融機関名	支店（支所）名
	〇〇銀行	△△支店
預金種別	☒ 1. 普通（総合）	口座番号（右詰め）
	2. 当座	1234567
フリガナ	〇〇コドモカイ カイケイ ゲンリョウタロウ	
口座名義	〇〇こども会 会計 減量 太郎	

〈注意〉口座名義は必ず金融機関へ届けているとおりに記入してください。

代表者と振込先の口座名義が異なる場合は、下記委任状に署名または記名・押印願います。もしくは、別紙で委任状をご提出ください。

委任状	
委任者 (代表者)	氏名
当報償金の受領については、次の者に委任します。	
受任者 (口座名義)	住所
	氏名

委任状は、口座名義に登録団体名が入っていない場合には、必ず記入し、代表者が署名または記名押印してください。

・日中ご不在がちな方は、勤務先や携帯電話の番号でも結構です。

・押印（捺印を含む）は任意ですが、押印がない場合は訂正が必要です。捺印については下記の〈押印に関する事項〉※を必ずお読みください。

・該当する実施期間に〇を記入してください。

・実施期間内の専用伝票の合計重量を記入してください。

・回収重量合計に4円をかけて、100円未満を切り捨てた金額を記入してください。

・振込先は、預金通帳を確認のうえ、記入してください。

◆預金種別について

・該当する預金種別の番号を〇で囲んでください。

◆口座名義について

・金融機関へ届けているとおりに記入してください。

・フリガナを忘れずに記入してください。

※〈押印に関する事項〉

◆捺印について

- ・捺印は、書類点検時に記入誤りが見つかった時に、書類の訂正ができるものです。
- ・捺印がない場合は、誤りのあった箇所へ訂正印の押印が必要です。

◆訂正印について

- ・記入間違いで訂正が必要な場合は、間違った箇所を2本線で消し、代表者の印を押印してください。

(訂正例)

護
環境 ~~環~~

1 2 3 0 0

2 2 ~~4~~ 0 0

- ◆当申請書内で使用する印は、全て同一の印を使用してください。

- ◆シャチハタ等スタンプ式の印鑑は不可。

堺市からのお願い

現在、古紙の市場価格は低迷しています。
正しい分別と正しい出し方で、
効率的なリサイクルに協力してね♪



お願い 「新聞」と「雑誌・その他の古紙」は、混ぜずに分けて出しましょう

○新聞に雑誌・その他の古紙やビニールなどの異物が混ざっていると、作業員が手で選別作業を行うこととなります。

新聞の束から見つかった「新聞以外の古紙」(紙箱、紙袋、カタログ、包装紙、封筒、紙パックなど)



お願い 積込時の荷崩れ防止のため 排出時はひもで十字にしばろう!

◎古紙は「紙ひも」で♪

○紙ひもを使うと古紙と一緒にリサイクルできます!

※ダンボールをガムテープでしばらないで!



○ダンボール箱の中にダンボール等の古紙を入れて出すと荷崩れの原因に…

※テープでフタをするのも中身が確認できないので行わないでください。



注意 持ち去り対策にご協力ください

集団回収に出された資源物が無断で持ち去られる被害が確認されています。市ホームページでは被害防止のための対策例を紹介しています。



貼り紙例



市ホームページ

注意 事業所(工場・店舗等)から出たものは報償金の交付対象外です

※不相当と認められた場合、報償金の全部又は一部の返還を求めることがあります。



報償金交付申請及び団体登録の変更・廃止のお問合せはお住まいの各区役所へ

堺区役所 自治推進課	〒590-0078 堺区南瓦町 3 番 1 号 TEL 072-228-7082 FAX 072-228-7844
中区役所 自治推進課	〒599-8236 中区深井沢町 2470-7 TEL 072-270-8154 FAX 072-270-8101
東区役所 自治推進課	〒599-8112 東区日置荘原寺町 195-1 TEL 072-287-8122 FAX 072-287-8113
西区役所 自治推進課	〒593-8324 西区鳳東町 6 丁 600 TEL 072-275-1902 FAX 072-275-1915
南区役所 自治推進課	〒590-0141 南区桃山台 1 丁 1-1 TEL 072-290-1803 FAX 072-290-1814
北区役所 自治推進課	〒591-8021 北区新金岡町 5 丁 1-4 TEL 072-258-6779 FAX 072-258-6874
美原区役所 自治推進課	〒587-8585 美原区黒山 167-1 TEL 072-363-9312 FAX 072-361-1817

市ホームページでも情報をご覧いただけます⇒

堺市集団回収



集団回収報償金 交付申請の手引

令和 8 年度保存版

編集・発行

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

TEL (072) 228-7479

FAX (072) 228-7063